

公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程

制 定 平成17年4月1日 規程第1号
最近改正 令和6年12月1日 規程第72号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）に勤務する常勤の職員のうち、就業規則第3条第3項に規定する総合職（大学専門職を除く。）、専門職及び就業規則第2条第2項に規定する派遣職員（以下「職員」という。）の賃金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賃金の種類)

第2条 職員の賃金は、給料及び手当とする。

2 手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、オンコール手当、管理職特別勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 職員の受ける給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑・困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度・勤務環境その他の労働条件を考慮して次項に掲げる給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務・技術職員給料表・・・・・ 別表第1-①
- (2) 技能職員給料表・・・・・ 別表第1-②
- (3) 医療技術・看護職員等給料表・・・ 別表第1-③

3 前項の給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第2に、その級別の資格基準は別表第3にそれぞれ定めるとおりとする。

4 就業規則第3条第4項に規定する短時間勤務職員の給料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該職員に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、理事長が定める当該職員の1週間当たりの勤務時間を、就業規則第39条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 前4項の規定の実施について必要な基準は理事長が別に定める。

(昇給等の基準)

第4条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、理事長が定める。

2 職員の昇給は、理事長の定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給と

することを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 4 専門職及び55歳を超える総合職に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならぬ。
- 7 第1項から前項までの規定の実施について必要な基準は、理事長が別に定める。

(賃金の支給日)

第5条 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職手当は、その月額を当該月の5日に支給し、管理職特別勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直手当、宿直手当及びオンコール手当は、その月の分を翌々月の5日に支給する。

- 2 前項に定める支給日が日曜日、土曜日又は就業規則第40条に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、支給日を同項に定める支給日前の日曜日等でない日に順次繰り上げる。
- 3 前項の規定により支給日を順次繰り上げた場合において、その支給日がその月の2日、3日又は4日以外の日となるときは、同項の規定にかかわらず、支給日を第1項に定める支給日後の日曜日等でない日に順次繰り下げる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、専門職のうち短時間勤務職員については、第1項中「5日」とあるのは、「21日」、「翌々月」とあるのは「翌月」と読み替え、第3項中「2日、3日又は4日」とあるのは「18日、19日又は20日」と読み替える。

(日割計算)

第6条 新たに職員となった者には、その日から賃金を支給する。ただし、退職した者が即日職員となった場合は、その日の翌日から賃金を支給する。

- 2 職員が退職した場合は、その日まで給料を支給し、死亡した場合は、死亡した日の属する月の給料の全額を支給する。
- 3 職員が、月の中途において、昇給等により給料額に異動を生じた場合においては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 前3項の規定により、給料を支給する場合において、月の初日から支給する以外の場合又は月の末日まで支給する以外の場合は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数に基づき、日割によって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「局長級職員等」という。)に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていることを理事長が承認した者とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同

じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員（以下「部長級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうちの1人については11,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の届出）

第8条 新たに職員となった者に扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、局長級職員等から局長級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次に掲げる各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（局長級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び局長級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、局長級職員等から局長級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない

ときはその職員が局長級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日である場合は、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、局長級職員等以外の職員から局長級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が局長級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、第2号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）又は第3号若しくは第5号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合
- (4) 扶養手当を受けている職員について第1項第4号に掲げる事実が生じた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある局長級職員等が局長級職員等以外の職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある部長級
- (7) 職員等が部長級職員等及び局長級職員等以外の職員となった場合
- (8) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で局長級職員等以外のもの

が局長級職員等となった場合

- (9) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で
部長級職員等及び局長級職員等以外のものが部長級職員等となった場合
(地域手当)

第9条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16
を乗じて得た額とし、その支給方法は、給料の例による。
(住居手当)

第10条 住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居（法人の職員宿舎及びその扶
養親族が所有する住宅を除き、貸間を含む。）の家賃を支払っている職員のうち理事
長が別に定める者に支給し、その月額は、19,600円の範囲内で理事長が別に定める額
とする。

- 2 同一の住居に居住する夫婦及び同居し、かつ、生計を一にする親子並びに兄弟姉妹
で、その2人以上が法人に勤務する場合にあっては、そのうち1人について前項の規
定を適用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に
定める。

(初任給調整手当)

第11条 医療技術・看護職員等給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員
の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額8,000円を超
えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、
その日の属する月）から10年以内の期間、採用後、理事長が定める期間を経過した日
の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から1年を
経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給すべき職員の範囲、初任給調整手当の支給
期間、及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定
める。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して
その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
(第3号に掲げる職員を除く。) で理事長が別に定めるもの

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」とい
う。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）で理事長が別
に定めるもの

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用す
ることを常例とする職員で理事長が別に定めるもの

- 2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、55,000円の範囲内において理事長
が別に定めるところにより算出した額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に

定める。

(単身赴任手当)

第13条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第14条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。

- (1) 身体、生命の危険のおそれがあると認められる業務に従事する場合
- (2) 健康に有害のおそれがあると認められる業務に従事する場合
- (3) 肉体的に過度の疲労を伴う業務に従事する場合
- (4) 精神的、肉体的に不快を伴う業務に従事する場合
- (5) 業務の能率の維持向上のため特に支給を必要と認められる業務に従事する場合
- (6) その他特に支給を必要と認められる特殊な業務に従事する場合

- 2 前項の手当の額は、勤務1月につき当該職員の給料月額の100分の25に相当する額の範囲内とする。ただし、職務の性質により2以上の種類の特殊勤務手当の支給を受ける場合には、この限りでない。
- 3 第1項の手当の種類並びに支給を受ける者の範囲、額及びその支給方法について必要な事項は、理事長が別に定める。

(欠勤等の場合の給料)

第15条 職員が、その職務に従事しない場合は、理事長が別に定める場合を除く外、その職務に従事しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの賃金を減額する。

(超過勤務手当)

第16条 公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（以下、「勤務時間規程」という。）第5条1項の規定により正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤

務 1 時間につき第23条に規定する 1 時間当たりの賃金に所定の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として、支給する。

(1) 正規の勤務日（日曜日等を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 1か月60時間を超えた時間外労働については、前項における支給割合に100分の25の率を加算して支給する。

3 短時間勤務職員が、正規の勤務日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、就業規則第39条に定める勤務時間の1日当たりの勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（日直手当）

第17条 職員が正規の勤務時間以外の時間及び休日において、建物、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び建物内の監視その他理事長が認める業務に従事した場合には、日直手当を支給する。

2 前項の日直手当の額は、勤務1回につき10,000円の範囲内において理事長が別に定める額とする。

3 日直手当の支給対象となる勤務の種類、支給額その他日直手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（宿直手当）

第18条 職員が宿泊して前条第1項の勤務に従事した場合には、宿直手当を支給する。

2 前項の宿直手当の額は、勤務1回につき10,000円の範囲内において理事長が別に定める額とする。

3 宿直手当の支給対象となる勤務の種類、支給額その他宿直手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（オンコール手当）

第18条の2 職員が正規の勤務時間以外の時間及び休日において、勤務時間規程第8条の2の規定による待機をした場合には、オンコール手当を支給する。

2 前項のオンコール手当の額は、待機1回につき2,500円の範囲内において理事長が別に定める額とする。

3 オンコール手当の支給対象となる事項その他支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第19条 管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の法人の業務の運営の必要（理事長が特に認めた場合に限る。）により次項に掲げる場合に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 勤務を要しない日又は休日（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合 勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休日給）

第20条 職員には正規の勤務日が休日に当っても、理事長が別に定める場合を除くほか、正規の賃金を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの賃金に、100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は支給しない。

（夜勤手当）

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、この間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの賃金額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（管理職手当）

第22条 管理または監督の地位にある職員に対しては、その職の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当を支給すべき職員の職及びその区分については、理事長が別に定める。

3 管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において、前項の区分に従い、理事長が別に定める。

4 第16条、第20条第2項及び第21条の規定は、理事長が別に定める者を除き、管理職手当を支給される者には適用しない。

（勤務1時間当たりの賃金の算出）

第23条 勤務1時間当たりの賃金額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額を1月の勤務時間で除した額とする。

（期末手当及び勤勉手当）

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項に定める事由に該当して解雇され、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの

日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項に定める事由に該当して解雇され、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

3 期末手当及び勤勉手当の額及びその支給方法について必要な事項は理事長が別に定める。

(休職者の賃金)

第25条 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、休職にされた日の前日までの在職期間1年以上の者については、その休職期間が満2年に達するまで、休職にされた日の前日までの在職期間1年未満の者については、その休職期間が満1年に達するまで、それぞれこれに給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷又は疾病を除く。）により、就業規則第19条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職期間が満1年6月に達するまで、これに給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職期間中、これに給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その具体的な事由により、その休職期間中、これに給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(職員が死亡した場合の賃金)

第26条 この規程に規定する賃金は、これを受けるべき職員が死亡した場合において、その職員に相続人がない場合は、その職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に支給する。

(賃金からの控除)

第27条 理事長は、職員に賃金を支給する際、次の各号に掲げるものについて、控除することができる。

- (1) 横浜市職員厚生会（以下「厚生会」という。）の会費
- (2) 横浜市職員共済組合及び公立学校共済組合の貸付金及びその利息並びに理事長の指定する団体の貸付金及びその利息
- (3) 厚生会の団体取扱契約に係る生命保険、火災保険及び簡易生命保険の保険料並びに理事長の指定する団体が扱う生命保険、火災保険の保険料及び生命共済事業の掛金
- (4) 労働組合の組合費
- (5) 財産形成貯蓄
- (6) 他の賃金支給日における賃金の支給に際し生じた過払い賃金
- (7) その他労働基準法第24条第1項但し書きの手続きにより控除すべき費目
(口座振替による支払)

第28条 賃金は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(育児休業等をしている職員の賃金)

第29条 就業規則第44条第1項の規定により育児休業等をしている職員の賃金については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、賃金を支給しない。
- (2) 育児休業している職員のうち、第24条第1項又は第24条2項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前号の定めにかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- (3) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの賃金を減額して賃金を支給する。
- (4) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、給料月額を調整し又は昇給期間を短縮することができる。

(介護休業等をしている職員の賃金)

第30条 就業規則第44条第2項の規定により介護休業又は介護時間取得している職員の賃金については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員が介護休業をしている場合又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの賃金を減額して支給する。
- (2) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の全期間に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、給料月額を調整し又は昇給期間を短縮することができる。

(配偶者同行休業をしている職員の賃金)

第31条 就業規則第44条の2第1項に規定により職員が配偶者同行休業をしている期間は、賃金を支給しない。

(定年前再雇用短時間勤務職員についての適用除外)

第31条の2 第4条、第7条、第8条、第10条、第11条及び第13条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(端数計算)

第32条 給料等の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、次項に定める場合を除き、その端数金額を切り捨てる。

- 2 超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の支給に際し、その集計において1円未満の端数を生じた場合は、50銭以上1円未満の端数はこれを1円に切り上げ、50銭未満は切り捨てる。
- 3 勤務時間数の集計の結果に、1時間未満の端数を生じた場合、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(給料月額等に関する経過措置)
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条及び第4条の規定により、当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 就業規則第15条の2第1項及び第2項の規定により、同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理職員
 - (2) 公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規程第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（就業規則第25条第1項に規定する定年退職日において、前2項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 就業規則第15条の2第1項の規定による降任をされた職員であって、特定日に第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 第4項の規定による給料を支給される職員以外の第2項の規定の適用を受ける職員であって、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要が認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 第4項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第14条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項又は第6項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 施行日から平成21年3月31日までの間における改正後の公立大学法人横浜市立大学賃金規程第9条第2項の規定の適用については、施行日から平成20年3月31日までの間においては同項中「100分の12」とあるのは「100分の10」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては同項中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(賃金の内払)

2 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。
(適用)
- 2 この規程による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程は、平成27年4月1日から適用する。
(賃金の内払)
- 3 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長がこれに準ずると認める職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
(適用)
- 2 この規程による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「新規程」という。）は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程（以下「年俸制規程」という。）第5条第6項により準用される場合にあっては、新規程第7条の規定は準用せず、なお従前の例による。
(賃金の内払)
- 4 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、制定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(適用)
 - 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規程による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「新規程」という。）第7条第1項ただし書の規定は適用せず、新規程第7条第3項及び第8条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員（以下「部長級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「局長級職員等」という。）にあっては10,500円、事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの（以下「部長級職員等」という。）にあっては11,500円）、同項第2号」と、「10,000円」とあるのは「7,500円」と、「11,500円」とあるのは「11,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（局長級職員等にあっては5,000円、部長級職員等にあっては6,000円）（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうちの1人については10,500円（局長級職員等にあっては9,000円、部長級職員等にあっては9,500円））」と、同条第1項中「扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、局長級職員等から局長級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「扶養親族たる子が」とあるのは「扶養親族が」と、「場合（扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る。）」とあるのは「場合」と、同項第1号中「場合（局長級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第2号中「場合及び局長級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」と、同条第2項中「扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）が」とあるのは「扶養親族が」と、「なった日、局長級職員等から局長級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が局長級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「に扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項」とあるのは「に扶養親族で前項」と、「死亡した日、局長級職員等以外の職員から局長級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が局長級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、「の扶養

親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、同条第3項中「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「改定を」とあるのは「改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を」と、「配偶者で第1項」とあるのは「配偶者で同項」と、「改定に限る。）又は第3号若しくは第5号」とあるのは「改定並びに扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）又は第3号」と、同項第2号中「扶養親族（局長級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）と、同項第7号中「もの及び扶養親族たる子」とあるのは「もの」とする。

3 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における新規程の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とあるのは「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」と、「12,500円」とあるのは「10,500円」と、「あっては10,500円」とあるのは「あっては7,000円」と、「あっては11,500円」とあるのは「あっては9,000円」と、「7,500円」とあるのは「8,500円」と、「5,000円」とあるのは「3,500円」と、「6,000円」とあるのは「5,500円」と、「ついては10,500円」とあるのは「ついては9,500円」と、「9,000円」とあるのは「6,000円」と、「9,500円」とあるのは「7,500円」とする。

4 附則第2項の規定は、平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における新規程の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とあるのは「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」と、「12,500円」とあるのは「8,500円」と、「あっては10,500円」とあるのは「あっては3,500円」と、「あっては11,500円」とあるのは「あっては6,500円」と、「7,500円」とあるのは「9,500円」と、「5,000円」とあるのは「2,000円」と、「6,000円」とあるのは「4,500円」と、「ついては10,500円」とあるのは「ついては8,000円」と、「9,000円」とあるのは「3,000円」と、「9,500円」とあるのは「5,500円」とする。

5 この規程による新規程の規定は、年俸制規程第5条第6項により準用される場合にあっては、適用しない。

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
(賃金の内払)
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(賃金の内払)
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則（令和 2 年規程第 25 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間ににおけるこの規程による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「新規程」という。）第 11 条第 1 項の規定の適用については、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までにあっては、同項中「8,000 円」とあるのは「19,000 円」とし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は同項中「8,000 円」とあるのは「13,000 円」とする。

附 則（令和 4 年規程第 37 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(適用日)
- 2 改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程第 10 条第 1 項の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年規程第 65 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
(賃金の内払)
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則（令和 5 年規程第 2 号）

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年規程第17号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第42号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「新賃金規程」という。）附則第2項から第7項までの規定は、公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規程の一部を改正する規程（令和5年規程第45号）による改正前の公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規程（以下「旧定年規程」という。）第4条第1項又は第2項により勤務している職員には適用しない。
- 3 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則の一部を改正する規則（令和5年規則第3号）（以下「改正就業規則」という。）附則第2項又は第3項の規定により採用された暫定再雇用職員の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新賃金規程第3条に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条第4項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新賃金規程第31条の2の規定を適用する。
- 5 暫定再雇用職員であつて短時間勤務職員である者の給料月額は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新賃金規程第3条第4項の規定を適用する。
- 6 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正就業規則による改正前の公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第25条に規定する定年に達し、公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則の適用を受けていた暫定再雇用職員の受ける給料月額は、その者が施行日の前日において受けていた賃金を引き続き受けるものとした場合との均衡上必要な限度において、理事長が別に定める給料月額を適用することができる。

附 則（令和5年規程第66号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
（賃金の内払）
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

附 則（令和6年規程第72号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年12月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
（賃金の内払）

2 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新規程の規定による賃金の内払とみなす。

別表第1-① 事務・技術職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	1	166,300	233,700	249,500	260,600	280,700	329,900	462,800	550,000
	2	167,400	235,000	250,800	262,300	282,800	332,500	465,700	552,400
	3	168,500	236,300	252,100	263,900	285,000	335,200	468,700	554,700
	4	169,500	237,600	253,400	266,100	287,100	337,900	471,700	557,000
	5	170,400	238,900	254,700	268,300	289,200	340,500	474,800	559,200
	6	171,400	240,200	256,000	270,500	291,200	343,100	477,900	561,400
	7	172,400	241,500	257,300	272,600	293,200	345,700	480,900	563,400
	8	173,500	242,800	258,600	274,700	295,200	348,400	483,800	565,400
	9	174,500	244,100	259,900	276,800	297,200	351,000	486,600	567,400
	10	175,600	245,400	261,200	278,900	299,200	353,600	489,000	569,400
	11	176,700	246,700	262,500	281,000	301,200	356,200	491,300	571,400
	12	177,800	248,000	263,800	283,200	303,300	358,900	493,500	573,200
	13	178,900	249,300	265,100	285,400	305,400	361,600	495,700	575,000
	14	179,900	250,600	266,400	287,500	307,500	364,200	497,100	576,700
	15	180,900	251,900	267,700	289,600	309,500	366,900	498,500	578,400
	16	182,000	253,200	269,000	291,700	311,500	369,600	499,900	580,100
	17	183,000	254,500	270,400	293,800	313,500	372,300	501,300	581,700
	18	184,100	255,800	271,900	295,900	315,600	375,000	502,600	583,200
	19	185,200	257,100	273,400	298,000	317,600	377,600	503,900	584,600
	20	186,200	258,400	275,000	300,200	319,500	380,200	505,200	585,900
	21	187,200	259,700	276,600	302,200	321,500	382,900	506,200	587,200
	22	188,400	261,000	278,200	304,200	323,500	385,500	507,200	588,400
	23	189,600	262,300	279,900	306,200	325,600	388,200	508,100	589,600
	24	190,900	263,600	281,600	308,200	327,700	390,900	508,900	590,700
	25	192,200	264,900	283,300	310,100	329,900	393,500	509,700	591,800
	26	193,900	266,200	285,000	312,200	332,000	396,200	510,500	593,000
	27	195,600	267,500	286,700	314,200	334,200	398,900	511,300	594,100
	28	197,300	268,800	288,400	316,100	336,400	401,600	512,200	595,300
	29	199,300	270,100	290,100	317,900	338,600	404,100	513,000	596,400
	30	201,300	271,400	291,800	319,900	340,800	406,700	513,800	597,500
	31	203,700	272,700	293,200	321,900	343,000	409,200	514,600	598,600
	32	206,100	274,000	294,600	323,900	345,200	411,700	515,400	599,800
	33	208,500	275,300	296,000	325,800	347,400	414,200	516,200	600,900
	34	211,100	276,600	297,400	327,900	349,500	416,600	517,000	602,000
	35	213,700	277,900	298,800	330,000	351,600	419,000	517,800	603,200
	36	216,300	279,200	300,200	332,200	353,600	421,400	518,700	604,300
	37	218,900	280,500	301,600	334,200	355,600	423,800	519,500	605,400
	38	220,300	281,800	303,000	336,100	357,500	426,100	520,300	606,500
	39	221,400	283,100	304,400	338,200	359,500	428,500	521,200	607,600
	40	222,500	284,400	305,800	340,300	361,400	430,900	522,100	608,800
	41	223,600	285,900	307,200	342,100	363,200	433,200	522,900	609,900
	42	224,700	287,700	309,100	344,200	365,100	435,300	523,700	611,000
	43	225,900	289,200	310,900	346,200	367,000	437,400	524,600	612,100
	44	227,200	290,900	312,800	348,300	368,800	439,400	525,500	613,300
	45	228,500	292,200	314,700	350,300	370,600	441,400	526,300	614,400
	46	229,800	293,200	316,700	352,200	372,300	443,300	527,100	615,500
	47	231,100	294,200	318,700	354,200	373,900	445,100	527,900	616,600
	48	232,400	295,300	320,700	356,200	375,500	446,800	528,800	617,700
	49	233,700	296,300	322,700	358,100	377,000	448,400	529,600	618,800
	50	235,000	297,900	324,700	359,900	378,400	450,000	530,400	619,900
	51	236,300	299,600	326,700	361,700	379,700	451,500	531,200	621,000

52	237, 600	301, 400	328, 700	363, 500	381, 100	452, 900	532, 100	622, 100
53	238, 900	303, 100	330, 700	365, 300	382, 300	454, 200	533, 000	623, 300
54	240, 200	304, 900	332, 700	367, 000	383, 500	455, 400	533, 800	624, 400
55	241, 500	306, 700	334, 700	368, 700	384, 700	456, 500	534, 600	625, 500
56	242, 800	308, 300	336, 700	370, 300	385, 900	457, 500	535, 500	626, 700
57	244, 100	310, 100	338, 600	371, 700	387, 100	458, 400	536, 400	627, 800
58	245, 400	312, 000	340, 500	372, 900	388, 200	459, 200	537, 200	
59	246, 700	313, 800	342, 400	374, 200	389, 300	460, 100	538, 000	
60	248, 000	315, 500	344, 300	375, 400	390, 300	460, 900	538, 800	
61	249, 300	317, 200	346, 200	376, 700	391, 200	461, 600	539, 700	
62	250, 600	318, 700	348, 000	377, 900	392, 100	462, 300		
63	251, 900	320, 300	349, 700	379, 000	393, 000	463, 000		
64	253, 200	321, 800	351, 400	380, 100	393, 800	463, 700		
65	254, 500	323, 400	353, 000	381, 100	394, 600	464, 300		
66	255, 800	324, 700	354, 500	382, 000	395, 300	464, 900		
67	257, 100	325, 900	355, 900	382, 900	395, 900	465, 600		
68	258, 400	327, 200	357, 300	383, 700	396, 500	466, 300		
69	259, 700	328, 300	358, 600	384, 400	397, 100	467, 000		
70	261, 000	329, 500	359, 900	385, 100	397, 600	467, 600		
71	262, 300	330, 600	361, 200	385, 800	398, 100	468, 300		
72	263, 600	331, 700	362, 400	386, 400	398, 700	469, 000		
73	264, 900	332, 700	363, 500	387, 000	399, 300	469, 600		
74	266, 200	333, 800	364, 500	387, 600	399, 800	470, 200		
75	267, 500	335, 000	365, 400	388, 100	400, 300	470, 900		
76	268, 800	336, 100	366, 300	388, 500	400, 700	471, 600		
77	270, 100	337, 100	367, 200	388, 800	401, 200	472, 200		
78	271, 400	338, 000	368, 000	389, 200	401, 600	472, 900		
79	272, 700	338, 900	368, 700	389, 500	402, 000	473, 600		
80	274, 000	339, 700	369, 300	389, 800	402, 400	474, 200		
81	275, 300	340, 400	369, 900	390, 100	402, 800	474, 800		
82	276, 600	341, 100	370, 600	390, 400	403, 100	475, 500		
83	277, 900	341, 800	371, 200	390, 700	403, 500	476, 200		
84	279, 200	342, 400	371, 800	391, 000	403, 800	476, 800		
85	280, 500	343, 000	372, 300	391, 300	404, 100	477, 400		
86	281, 800	343, 600	372, 700	391, 600	404, 500	478, 000		
87	283, 100	344, 200	373, 100	391, 900	404, 800	478, 700		
88	284, 400	344, 800	373, 500	392, 200	405, 100	479, 400		
89	285, 800	345, 300	373, 900	392, 500	405, 400	480, 000		
90	287, 300	345, 800	374, 300	392, 800	405, 700	480, 700		
91	288, 800	346, 300	374, 700	393, 100	406, 100	481, 400		
92	290, 300	346, 800	375, 000	393, 400	406, 400	482, 000		
93	291, 800	347, 400	375, 400	393, 700	406, 700	482, 600		
94	292, 600	347, 900	375, 800	394, 000	407, 100	483, 300		
95	293, 200	348, 300	376, 200	394, 300	407, 400	484, 000		
96	293, 800	348, 800	376, 600	394, 600	407, 700	484, 700		
97	294, 200	349, 300	376, 900	394, 900	408, 000	485, 300		
98	294, 700	349, 800	377, 300	395, 200	408, 300	486, 000		
99	295, 100	350, 300	377, 600	395, 600	408, 700	486, 700		
100	295, 600	350, 800	378, 000	395, 900	409, 000	487, 300		
101	295, 900	351, 200	378, 300	396, 200	409, 400	487, 900		
102	296, 300	351, 500	378, 700	396, 500	409, 900	488, 600		
103	296, 600	351, 800	379, 000	396, 800	410, 300	489, 300		
104	297, 000	352, 100	379, 400	397, 100	410, 700	489, 900		
105	297, 400	352, 400	379, 700	397, 400	411, 100	490, 600		
106	297, 800		380, 100	397, 800	411, 600	491, 200		
107	298, 200		380, 500	398, 100	412, 000	491, 900		

108	298, 500		380, 800	398, 400	412, 400	492, 500		
109	298, 800		381, 100	398, 700	412, 800	493, 200		
110	299, 100		381, 500	399, 000	413, 300	493, 900		
111	299, 400		381, 900	399, 400	413, 700	494, 500		
112	299, 700		382, 200	399, 700	414, 100	495, 100		
113	300, 100		382, 600	400, 000	414, 500	495, 800		
114			383, 000	400, 400	414, 900	496, 500		
115			383, 400	400, 700	415, 400	497, 100		
116			383, 700	401, 000	415, 800	497, 700		
117			384, 100	401, 300	416, 200	498, 400		
118			384, 500	401, 600	416, 600	499, 100		
119			384, 900	401, 900	417, 100	499, 800		
120			385, 200	402, 300	417, 500	500, 400		
121			385, 600	402, 700	417, 900	501, 000		
122			386, 000	403, 200	418, 400			
123			386, 300	403, 600	418, 900			
124			386, 700	404, 000	419, 300			
125			387, 000	404, 300	419, 700			
126			387, 400	404, 700	420, 100			
127			387, 800	405, 200	420, 600			
128			388, 100	405, 600	421, 000			
129			388, 500	406, 000	421, 400			
130			388, 900	406, 500	421, 900			
131			389, 200	407, 000	422, 300			
132			389, 500	407, 400	422, 700			
133			389, 800	407, 700	423, 100			
134				408, 100	423, 600			
135				408, 600	424, 100			
136				409, 000	424, 500			
137				409, 400	424, 900			
138				409, 900	425, 300			
139				410, 400	425, 700			
140				410, 800	426, 100			
141				411, 200	426, 500			
142				411, 700				
143				412, 100				
144				412, 500				
145				412, 900				
146				413, 400				
147				413, 900				
148				414, 300				
149				414, 700				

別表第1-② 技能職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	1	円 166,300	円 233,700	円 247,200
	2	167,400	235,000	248,500
	3	168,500	236,300	249,800
	4	169,500	237,600	251,000
	5	170,400	238,900	252,300
	6	171,400	240,200	253,600
	7	172,400	241,500	254,900
	8	173,500	242,800	256,100
	9	174,500	244,100	257,400
	10	175,600	245,400	258,700
	11	176,700	246,700	260,100
	12	177,800	248,000	261,300
	13	178,900	249,300	262,600
	14	179,900	250,600	263,900
	15	180,900	251,900	265,200
	16	182,000	253,200	266,400
	17	183,000	254,500	267,800
	18	184,100	255,800	269,300
	19	185,200	257,100	270,700
	20	186,200	258,400	272,300
	21	187,200	259,700	273,900
	22	188,400	261,000	275,500
	23	189,600	262,300	277,100
	24	190,900	263,600	278,800
	25	192,200	264,900	280,500
	26	193,900	266,200	282,200
	27	195,600	267,500	283,800
	28	197,300	268,800	285,500
	29	199,300	270,100	287,200
	30	201,300	271,400	289,000
	31	203,700	272,700	290,300
	32	206,100	274,000	291,700
	33	208,500	275,300	293,100
	34	211,100	276,600	294,500
	35	213,700	277,900	295,800
	36	216,300	279,200	297,200
	37	218,900	280,500	298,600
	38	220,300	281,800	300,000
	39	221,400	283,100	301,300
	40	222,500	284,400	302,700
	41	223,600	285,900	304,100
	42	224,700	287,700	306,000
	43	225,900	289,200	307,700
	44	227,200	290,900	309,600
	45	228,500	292,200	311,500
	46	229,800	293,200	313,500
	47	231,100	294,200	315,500
	48	232,400	295,300	317,400
	49	233,700	296,300	319,400
	50	235,000	297,900	321,400
	51	236,300	299,600	323,400

52	237, 600	301, 400	325, 400
53	238, 900	303, 100	327, 300
54	240, 200	304, 900	329, 300
55	241, 500	306, 700	331, 300
56	242, 800	308, 300	333, 300
57	244, 100	310, 100	335, 100
58	245, 400	312, 000	337, 000
59	246, 700	313, 800	338, 900
60	248, 000	315, 500	340, 800
61	249, 300	317, 200	342, 600
62	250, 600	318, 700	344, 400
63	251, 900	320, 300	346, 100
64	253, 200	321, 800	347, 800
65	254, 500	323, 400	349, 400
66	255, 800	324, 700	350, 900
67	257, 100	325, 900	352, 200
68	258, 400	327, 200	353, 700
69	259, 700	328, 300	354, 900
70	261, 000	329, 500	356, 200
71	262, 300	330, 600	357, 500
72	263, 600	331, 700	358, 700
73	264, 900	332, 700	359, 700
74	266, 200	333, 800	360, 700
75	267, 500	335, 000	361, 700
76	268, 800	336, 100	362, 500
77	270, 100	337, 100	363, 500
78	271, 400	338, 000	364, 200
79	272, 700	338, 900	364, 900
80	274, 000	339, 700	365, 500
81	275, 300	340, 400	366, 100
82	276, 600	341, 100	366, 800
83	277, 900	341, 800	367, 400
84	279, 200	342, 400	367, 900
85	280, 500	343, 000	368, 500
86	281, 800	343, 600	368, 900
87	283, 100	344, 200	369, 300
88	284, 400	344, 800	369, 600
89	285, 800	345, 300	370, 000
90	287, 300	345, 800	370, 400
91	288, 800	346, 300	370, 800
92	290, 300	346, 800	371, 200
93	291, 800	347, 400	371, 600
94	292, 700	347, 900	371, 900
95	293, 400	348, 300	372, 300
96	294, 200	348, 800	372, 700
97	294, 800	349, 300	373, 000
98	295, 500	349, 800	373, 400
99	296, 000	350, 300	373, 700
100	296, 600	350, 800	374, 100
101	297, 200	351, 200	374, 400
102	297, 800	351, 500	374, 800
103	298, 300	351, 800	375, 100
104	299, 000	352, 100	375, 500
105	299, 700	352, 400	375, 800
106	300, 300		376, 100
107	300, 900		376, 600

108	301, 500		376, 900
109	302, 100		377, 200
110	302, 600		377, 600
111	303, 100		377, 900
112	303, 700		378, 200
113	304, 300		378, 600
114	304, 700		379, 000
115	305, 200		379, 500
116	305, 600		379, 800
117	305, 900		380, 100
118	306, 200		380, 500
119	306, 500		380, 900
120	306, 800		381, 200
121	307, 200		381, 600
122	307, 500		382, 000
123	307, 800		382, 300
124	308, 100		382, 700
125	308, 500		383, 000
126	308, 800		383, 400
127	309, 100		383, 800
128	309, 400		384, 100
129	309, 800		384, 500
130			384, 900
131			385, 200
132			385, 500
133			385, 800
定年前再雇 用短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 219, 900	円 235, 000
			円 251, 000

別表第1-③ 医療技術・看護職員等給料表

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,300	233,700	249,500	260,600	280,700	329,900	462,800
	2	167,400	235,000	250,800	262,300	282,800	332,500	465,700
	3	168,500	236,300	252,100	263,900	285,000	335,200	468,700
	4	169,500	237,600	253,400	266,100	287,100	337,900	471,700
	5	170,400	238,900	254,700	268,300	289,200	340,500	474,800
	6	171,400	240,200	256,000	270,500	291,200	343,100	477,900
	7	172,400	241,500	257,300	272,600	293,200	345,700	480,900
	8	173,500	242,800	258,600	274,700	295,200	348,400	483,800
	9	174,500	244,100	259,900	276,800	297,200	351,000	486,600
	10	175,600	245,400	261,200	278,900	299,200	353,600	489,000
	11	176,700	246,700	262,500	281,000	301,200	356,200	491,300
	12	177,800	248,000	263,800	283,200	303,300	358,900	493,500
	13	178,900	249,300	265,100	285,400	305,400	361,600	495,700
	14	179,900	250,600	266,400	287,500	307,500	364,200	497,100
	15	180,900	251,900	267,700	289,600	309,500	366,900	498,500
	16	182,000	253,200	269,000	291,700	311,500	369,600	499,900
	17	183,000	254,500	270,400	293,800	313,500	372,300	501,300
	18	184,100	255,800	271,900	295,900	315,600	375,000	502,600
	19	185,200	257,100	273,400	298,000	317,600	377,600	503,900
	20	186,200	258,400	275,000	300,200	319,500	380,200	505,200
	21	187,200	259,700	276,600	302,200	321,500	382,900	506,200
	22	188,400	261,000	278,200	304,200	323,500	385,500	507,200
	23	189,600	262,300	279,900	306,200	325,600	388,200	508,100
	24	190,900	263,600	281,600	308,200	327,700	390,900	508,900
	25	192,200	264,900	283,300	310,100	329,900	393,500	509,700
	26	193,900	266,200	285,000	312,200	332,000	396,200	510,500
	27	195,600	267,500	286,700	314,200	334,200	398,900	511,300
	28	197,300	268,800	288,400	316,100	336,400	401,600	512,200
	29	199,300	270,100	290,100	317,900	338,600	404,100	513,000
	30	201,300	271,400	291,800	319,900	340,800	406,700	513,800
	31	203,700	272,700	293,200	321,900	343,000	409,200	514,600
	32	206,100	274,000	294,600	323,900	345,200	411,700	515,400
	33	208,500	275,300	296,000	325,800	347,400	414,200	516,200
	34	211,100	276,600	297,400	327,900	349,500	416,600	517,000
	35	213,700	277,900	298,800	330,000	351,600	419,000	517,800
	36	216,300	279,200	300,200	332,200	353,600	421,400	518,700
	37	218,900	280,500	301,600	334,200	355,600	423,800	519,500
	38	220,300	281,800	303,000	336,100	357,500	426,100	520,300
	39	221,400	283,100	304,400	338,200	359,500	428,500	521,200
	40	222,500	284,400	305,800	340,300	361,400	430,900	522,100
	41	223,600	285,900	307,200	342,100	363,200	433,200	522,900
	42	224,700	287,700	309,100	344,200	365,100	435,300	523,700
	43	225,900	289,200	310,900	346,200	367,000	437,400	524,600
	44	227,200	290,900	312,800	348,300	368,800	439,400	525,500
	45	228,500	292,200	314,700	350,300	370,600	441,400	526,300
	46	229,800	293,200	316,700	352,200	372,300	443,300	527,100
	47	231,100	294,200	318,700	354,200	373,900	445,100	527,900
	48	232,400	295,300	320,700	356,200	375,500	446,800	528,800
	49	233,700	296,300	322,700	358,100	377,000	448,400	529,600
	50	235,000	297,900	324,700	359,900	378,400	450,000	530,400
	51	236,300	299,600	326,700	361,700	379,700	451,500	531,200

52	237, 600	301, 400	328, 700	363, 500	381, 100	452, 900	532, 100
53	238, 900	303, 100	330, 700	365, 300	382, 300	454, 200	533, 000
54	240, 200	304, 900	332, 700	367, 000	383, 500	455, 400	533, 800
55	241, 500	306, 700	334, 700	368, 700	384, 700	456, 500	534, 600
56	242, 800	308, 300	336, 700	370, 300	385, 900	457, 500	535, 500
57	244, 100	310, 100	338, 600	371, 700	387, 100	458, 400	536, 400
58	245, 400	312, 000	340, 500	372, 900	388, 200	459, 200	537, 200
59	246, 700	313, 800	342, 400	374, 200	389, 300	460, 100	538, 000
60	248, 000	315, 500	344, 300	375, 400	390, 300	460, 900	538, 800
61	249, 300	317, 200	346, 200	376, 700	391, 200	461, 600	539, 700
62	250, 600	318, 700	348, 000	377, 900	392, 100	462, 300	
63	251, 900	320, 300	349, 700	379, 000	393, 000	463, 000	
64	253, 200	321, 800	351, 400	380, 100	393, 800	463, 700	
65	254, 500	323, 400	353, 000	381, 100	394, 600	464, 300	
66	255, 800	324, 700	354, 500	382, 000	395, 300	464, 900	
67	257, 100	325, 900	355, 900	382, 900	395, 900	465, 600	
68	258, 400	327, 200	357, 300	383, 700	396, 500	466, 300	
69	259, 700	328, 300	358, 600	384, 400	397, 100	467, 000	
70	261, 000	329, 500	359, 900	385, 100	397, 600	467, 600	
71	262, 300	330, 600	361, 200	385, 800	398, 100	468, 300	
72	263, 600	331, 700	362, 400	386, 400	398, 700	469, 000	
73	264, 900	332, 700	363, 500	387, 000	399, 300	469, 600	
74	266, 200	333, 800	364, 500	387, 600	399, 800	470, 200	
75	267, 500	335, 000	365, 400	388, 100	400, 300	470, 900	
76	268, 800	336, 100	366, 300	388, 500	400, 700	471, 600	
77	270, 100	337, 100	367, 200	388, 800	401, 200	472, 200	
78	271, 400	338, 000	368, 000	389, 200	401, 600	472, 900	
79	272, 700	338, 900	368, 700	389, 500	402, 000	473, 600	
80	274, 000	339, 700	369, 300	389, 800	402, 400	474, 200	
81	275, 300	340, 400	369, 900	390, 100	402, 800	474, 800	
82	276, 600	341, 100	370, 600	390, 400	403, 100	475, 500	
83	277, 900	341, 800	371, 200	390, 700	403, 500	476, 200	
84	279, 200	342, 400	371, 800	391, 000	403, 800	476, 800	
85	280, 500	343, 000	372, 300	391, 300	404, 100	477, 400	
86	281, 800	343, 600	372, 700	391, 600	404, 500	478, 000	
87	283, 100	344, 200	373, 100	391, 900	404, 800	478, 700	
88	284, 400	344, 800	373, 500	392, 200	405, 100	479, 400	
89	285, 800	345, 300	373, 900	392, 500	405, 400	480, 000	
90	287, 300	345, 800	374, 300	392, 800	405, 700	480, 700	
91	288, 800	346, 300	374, 700	393, 100	406, 100	481, 400	
92	290, 300	346, 800	375, 000	393, 400	406, 400	482, 000	
93	291, 800	347, 400	375, 400	393, 700	406, 700	482, 600	
94	292, 600	347, 900	375, 800	394, 000	407, 100	483, 300	
95	293, 200	348, 300	376, 200	394, 300	407, 400	484, 000	
96	293, 800	348, 800	376, 600	394, 600	407, 700	484, 700	
97	294, 200	349, 300	376, 900	394, 900	408, 000	485, 300	
98	294, 700	349, 800	377, 300	395, 200	408, 300	486, 000	
99	295, 100	350, 300	377, 600	395, 600	408, 700	486, 700	
100	295, 600	350, 800	378, 000	395, 900	409, 000	487, 300	
101	295, 900	351, 200	378, 300	396, 200	409, 400	487, 900	
102	296, 300	351, 500	378, 700	396, 500	409, 900	488, 600	
103	296, 600	351, 800	379, 000	396, 800	410, 300	489, 300	
104	297, 000	352, 100	379, 400	397, 100	410, 700	489, 900	
105	297, 400	352, 400	379, 700	397, 400	411, 100	490, 600	
106	297, 800		380, 100	397, 800	411, 600	491, 200	
107	298, 200		380, 500	398, 100	412, 000	491, 900	

108	298,500		380,800	398,400	412,400	492,500		
109	298,800		381,100	398,700	412,800	493,200		
110	299,100		381,500	399,000	413,300	493,900		
111	299,400		381,900	399,400	413,700	494,500		
112	299,700		382,200	399,700	414,100	495,100		
113	300,100		382,600	400,000	414,500	495,800		
114			383,000	400,400	414,900	496,500		
115			383,400	400,700	415,400	497,100		
116			383,700	401,000	415,800	497,700		
117			384,100	401,300	416,200	498,400		
118			384,500	401,600	416,600	499,100		
119			384,900	401,900	417,100	499,800		
120			385,200	402,300	417,500	500,400		
121			385,600	402,700	417,900	501,000		
122			386,000	403,200	418,400			
123			386,300	403,600	418,900			
124			386,700	404,000	419,300			
125			387,000	404,300	419,700			
126			387,400	404,700	420,100			
127			387,800	405,200	420,600			
128			388,100	405,600	421,000			
129			388,500	406,000	421,400			
130			388,900	406,500	421,900			
131			389,200	407,000	422,300			
132			389,500	407,400	422,700			
133			389,800	407,700	423,100			
134				408,100	423,600			
135				408,600	424,100			
136				409,000	424,500			
137				409,400	424,900			
138				409,900	425,300			
139				410,400	425,700			
140				410,800	426,100			
141				411,200	426,500			
142				411,700				
143				412,100				
144				412,500				
145				412,900				
146				413,400				
147				413,900				
148				414,300				
149				414,700				
定年前再雇用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円 219,900	円 235,000	円 251,000	円 268,400	円 290,000	円 322,600	

別表第2 級別標準職務表

(1) 事務・技術職員給料表級別標準職務表

職務の級	職務
8級	局長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
7級	部長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
6級	課長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
5級	副課長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
4級	係長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
3級	特に高度な知識、技術又は経験を必要とする職務
2級	高度の知識・技術又は経験を必要とする職務
1級	基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う職務

(2) 技能職員給料表級別標準職務表

職務の級	職務
3級	高度の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
2級	相当の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
1級	技能職員の職務

(3) 医療技術・看護職員等給料表級別標準職務表

職務の級	職務
7級	部長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
6級	課長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
5級	課長補佐の職務又はこれに準ずるものと認められる職務
4級	1 係長若しくは看護師長の職務又はこれに準ずるものと認められる職務 2 特に高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする薬剤師等の職務
3級	特に高度の知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士(以下「薬剤師等」という。)その他医療技術職の職務、又は保健師、助産師、看護師(以下「保健師等」という。)の職務
2級	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務
1級	基礎的な知識、技術又は経験を必要とする職務のうち、薬剤師等その他医療技術職の職務、又は保健師等の職務

別表第3 級別資格基準表

(1) 事務・技術職員給料表級別資格基準表

学歴 免許等	区分	区分	職務の級							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
大学卒	a	必要在級年数					6	2	6	3
		必要経験年数				備考 4 に定める	12	14	20	23
	b	必要経験年数	0	6	備考 5 に定める					
短大卒	a	必要在級年数					6	2	6	3
		必要経験年数				備考 4 に定める	14	16	22	25
	b	必要経験年数	0	8	備考 5 に定める					
高校卒	a	必要在級年数					6	2	6	3
		必要経験年数				備考 4 に定める	16	18	24	27
	b	必要経験年数	0	10	備考 5 に定める					
中学卒	a	必要在級年数					6	2	6	3
		必要経験年数				備考 4 に定める	19	21	27	30
	b	必要経験年数	0	13	備考 5 に定める					

備考

- この表は、(2) 技能職員給料表別資格基準表及び(3) 医療技術・看護職員等給料表級別資格基準表の職種欄に職種が掲げられていない者に適用する。
- 区分欄aは、係長以上に採用、昇任又は転職する場合に適用する。ただし、副課長以上の欄の必要経験年数は、副課長職以上の職に採用する場合に限り適用する。
- 区分欄bは、前項に規定する職員以外の職員に適用する。

4 表中、区分欄aの係長職の欄において「備考4に定める」とされている基準は、次の各号に規定するいずれかの基準とする。

(1) 職務の級3級であること

(2) 係長職に採用される者にあっては、その者の学歴免許等の資格に応じて、次の表に定める必要経験年数を有すること

学歴免許等	必要経験年数	学歴免許等	必要経験年数
大学卒	6年	高校卒	10年
短大卒	8年	中学卒	13年

5 表中、区分欄bの3級の欄において「備考5に定める」とされている基準は、その者の学歴免許等の資格に応じて、次の表に定める必要経験年数を有することとする。

学歴免許等	必要経験年数	学歴免許等	必要経験年数
大学卒	18年	高校卒	22年
短大卒	20年	中学卒	25年

(2) 技能職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等		職務の級		
			1級	2級	3級
技能職員I	中学卒	必要在級年数			4
		必要経験年数	0	21	
技能職員II	中学卒	必要在級年数			4
		必要経験年数	0	22	

備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

- (1) 技能職員I 自動車の運転・整備、調理師等の業務に従事する職員でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
その他これに準ずると認められる職員
- (2) 技能職員II 施設の環境整備、守衛の業務に従事する職員その他前号に掲げる職員以外の職員

(3) 医療技術・看護職員等給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	区分	職務の級						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
薬剤師	大学6卒	a	必要在級年数					6	2
			必要経験年数				備考3に定める	10	12
		b	必要経験年数	0	4	11			
	大学卒	a	必要在級年数					6	2
			必要経験年数				備考3に定める	12	14
		b	必要経験年数	0	6	13			
栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師	大学卒	a	必要在級年数					6	2
			必要経験年数				備考4に定める	18	20

臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 歯科衛生士 歯科技工士 はり師 きゅう師 あん摩マッサージ 指圧師 柔道整復師等		b	必要経験年数	0	6	備考 5 に定め る	る		
	短 大 3 卒	a	必要在級年数				6	2	
			必要経験年数			備考 4 に定め る	19	21	
		b	必要経験年数	0	7	備考 5 に定め る			
	大學 卒	a	必要在級年数				6	2	6
			必要経験年数			備考 4 に定め る	18	20	26
		b	必要経験年数	0	6	備考 5 に定め る			
	短 大 3 卒	a	必要在級年数				6	2	6
			必要経験年数			備考 4 に定め る	19	21	27
		b	必要経験年数	0	7	備考 5 に定め る			
	短 大 2 卒	a	必要在級年数				6	2	6
			必要経験年数			備考 4 に定め る	20	22	28
		b	必要経験年数	0	7	備考 5 に定め る			
	准 看 護 師 養 成 所 卒	a	必要在級年数				6	2	
			必要経験年数			備考 4 に定め る	24	26	
		b	必要経験年数	0	12	備考 5 に定め る			
その他	大學 卒	a	必要在級年数				6	2	6
			必要経験年数			備考 4 に定め る	12	14	20
		b	必要経験年数	0	6	備考 5 に定め			

					る				
短 大 卒	a	必要在級年数					6	2	6
		必要経験年数			備考 4 に定め る		14	16	22
高 校 卒	b	必要経験年数	0	8	備考 5 に定め る				
		必要在級年数					6	2	6
中 学 卒	a	必要経験年数				備考 4 に定め る	16	18	24
		必要在級年数							
	b	必要経験年数	0	10	備考 5 に定め る				
		必要在級年数					6	2	6
	b	必要経験年数	0	13	備考 5 に定め る		19	21	27
		必要経験年数							

備考

- 区分 a は係長職以上に採用、昇任又は転職する場合に適用する。ただし、課長補佐職以上の欄の必要経験年数は、課長補佐職以上の職に採用する場合に限り適用する。
- 区分欄 b は、前項に規定する職員以外の職員に適用する。
- 表中、区分欄 a の係長職の欄において「備考 3 に定める」とされている基準は、次の各号に規定するいずれかの基準とする。
 - 職務の級 3 級であること
 - 係長職に採用される者にあっては、その者の学歴免許等の資格に応じて、次の表に定める必要経験年数を有すること

学歴免許等	必要経験年数	学歴免許等	必要経験年数
大学卒	6 年	高校卒	10 年
短大卒	8 年	中学卒	13 年

- 表中、区分欄 a の係長職の欄において「備考 4 に定める」とされている基準は、次の各号に規定するいずれかの基準とする。

- 職務の級 3 級であること
- 係長職に採用される者にあっては、その者の学歴免許等の資格に応じて、次の表に定める必要経験年数を有すること

学歴免許等	必要経験年数	学歴免許等	必要経験年数
大学卒	12 年	高校卒	17 年
短大 3 卒	13 年	准看護師養成 所卒	18 年
短大 2 卒	14 年	中学卒	20 年

- 表中、区分欄 b の 3 級職員の欄において「備考 5 に定める」とされている基準は、その者の学歴免許等の資格に応じて、次の表に定める必要経験年数を有することとする。

学歴免許等	必要経験年数	学歴免許等	必要経験年数
-------	--------	-------	--------

大学卒	18年	高校卒	22年
短大3卒	19年	准看護師養成	23年
短大2卒	20年	所卒	
短大卒	20年	中学卒	25年

- 6 言語聴覚士法附則第3条の規定により言語聴覚士となった者で、その者の有する学歴免許等の資格が「短大3卒」の区分に達しない者に対するこの表の適用については、その者の有する学歴免許当の資格にかかわらず、「短大3卒」の学歴免許当の資格を有するものとして取り扱う。
- 7 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれ免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、この限りでない。